

家庭部門 既築住宅の低炭素化（簡易版）

- 中位ケースでは、住宅性能の表示・診断、経済措置の拡充により改修を促進
- 高位ケースでは、経済支援を受けられる住宅には改修を原則義務化することでさらに促進

		2010	2020	2030	2040	2050
項目	目標	改修戸数	10万戸/年	10万戸/年	0万戸/年	0万戸/年
		30万戸/年	20万戸/年	10万戸/年	10万戸/年	10万戸/年
既築住宅の低炭素化	50万戸/年		30万戸/年			
性能表示		賃貸・売買時のラベリング取得			取得の原則義務化	
住宅のGHG診断受診		受診の標準化			受診の原則義務化	
規制導入			一定の性能以下の住宅に対する賃貸制限 (経済支援スキームとセットで実施)			
経済措置		補助制度・税制・融資等の支援	推奨基準相当への補助		補助要件の段階的引上げ	
教育・支援			性能の低い住宅の改修に対する追加的支援			
			中小事業者への技術支援・認定制度			
			オーナー・居住者に対する低炭素化に係る意識啓発			

低位から実施する施策

中位から実施する施策

高位で実施する施策

業務部門 新築建築物の低炭素化（簡易版）

中位・高位ケースでは、省エネ/低炭素水準の段階的引き上げに加え、性能表示、一部の規制的措置の対策拡大を追加的に実施

		2010	2020	2030	2040	2050
項目	目標	H11基準相当以上	85%			
		推奨基準相当以上	100%			
新築建築物の低炭素化促進		30～50%		50～80%		100%
省エネ/低炭素水準の設定		義務化基準 /推奨基準		基準の段階的引き上げ		
性能表示		ラベリング取得の標準化(CASBEE等を含む)		ラベリング取得の義務化・対象範囲拡大		
規制導入		H11基準相当の新築時段階的義務化		推奨基準相当の新築時段階的義務化		
経済措置		補助制度・税制・融資等の支援		創エネ機器の設置を原則義務化(熱も含む)		
教育・支援		推奨基準相当への補助(補助要件の段階的引上げ)		中小事業者への技術支援・認定制度		
		低位から実施する施策		中位・高位で実施する施策		

業務部門 既築建築物の低炭素化（簡易版）

中位、高位ケースでは、性能表示の義務化、エネルギー消費・CO₂排出量の測定・検証の義務化等により改修を促進

		2010	2020	2030	2040	2050
項目	既築建築物の低炭素化	目標	改修実施 床面積	0%/年 0.5~1%/年		
行程表	性能表示		賃貸・売買時のラベリング取得		取得の原則義務化	
	規制導入		排出削減計画の策定義務化	排出削減実績の公表・計画値の段階的引き上げ 性能の低いテナントビルに対する賃貸制限 (経済支援・金融スキームとセットで実施)		
経済措置			BEMS設置を標準化	コミッショニングによる診断・効果の検証を義務化	国内排出量取引制度	
	経済措置	補助制度・税制・融資等の支援	推奨基準相当への補助	補助要件の段階的引上げ 性能の低い建築物の改修に対する追加的支援		
教育・支援				中小事業者への技術支援・認定制度 オーナー・居住者に対する低炭素化に係る意識啓発		
	教育・支援					
低位から実施する施策			中位・高位で実施する施策			

家庭・業務 機器等の低炭素化（簡易版）

中位・高位ケースでは、HEMS等の制御機器の導入を積極的に推進するとともに、トップランナー機器制度の強化、性能が劣る機器の販売禁止等の措置を実施

		2010	2020	2030	2040	2050	
項目	目標	HEMS 普及率	12% 80%	30%	100%		
行程表	設備・機器の低炭素化	トップランナー機器制度					
		基準の継続的見直し・対象機器の拡大					
		CO2排出量のラベル化					
		公共建築物に省エネ性能の高い機器の採用を義務化					
		性能が劣る製品の販売制限					
	見える化による省エネ行動促進	エネルギー供給事業者に対し需要家への省エネ支援を義務付け (サプライヤーオブリゲーション)					
		省エネナビ・HEMSの設置を標準化(家庭部門)					
		より高性能なHEMSの設置を標準化					
		BEMS設置を標準化(業務部門)					
		コミッショニングによる診断・効果の検証を義務化					
低位から実施する施策		GHG診断受診を標準化					
		GHG診断の専門家育成					
中位・高位で実施する施策							

7. まとめ

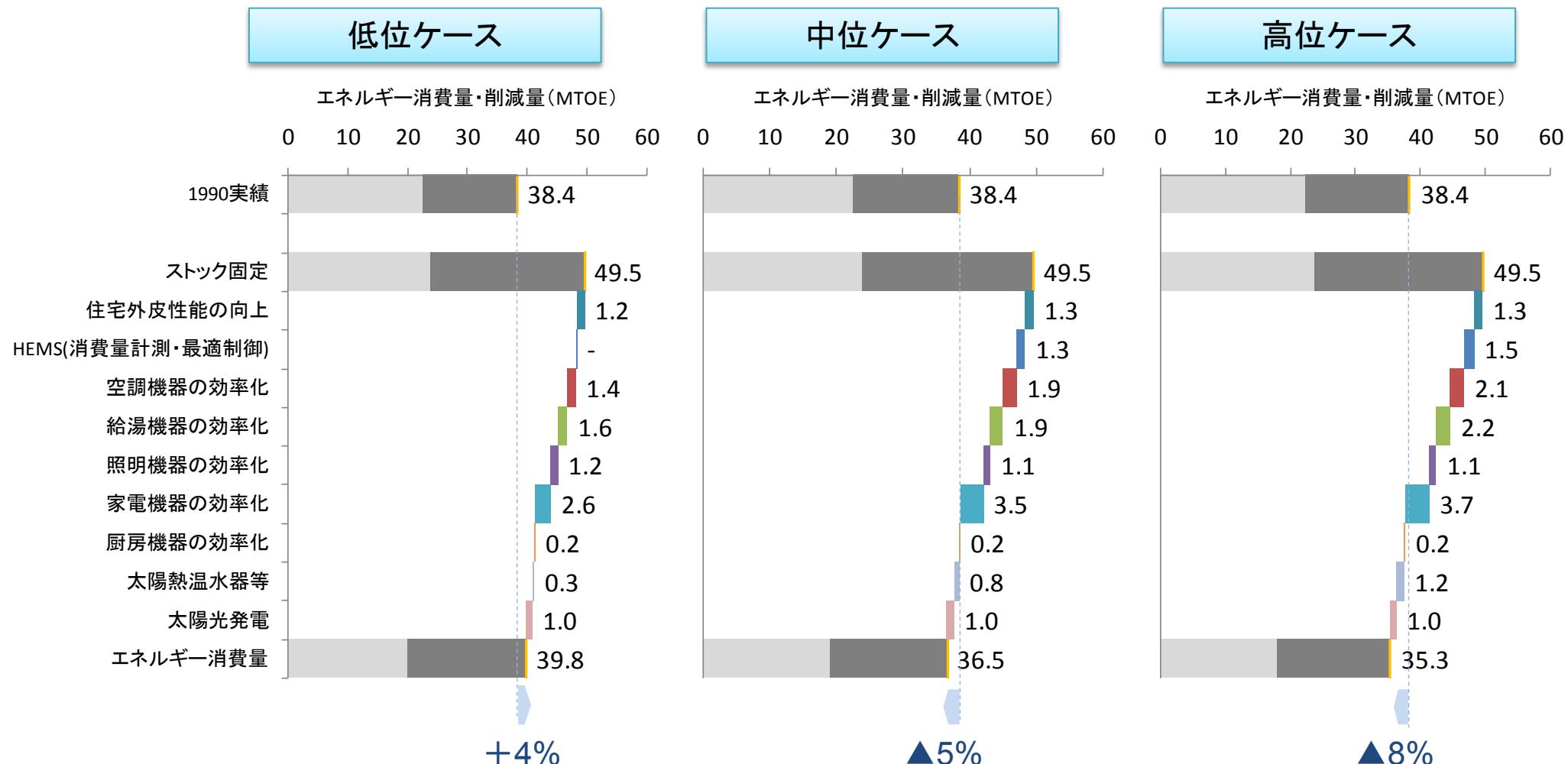
まとめ

1. 東日本大震災の影響や住宅・建築物分野の最新の動向を踏まえ、更なる低炭素化・省エネルギーの余地と実現可能性を検討
2. エネルギー消費ベースで見ると、90年比では、2010年には家庭で32%、業務で39%増加となっているが、対策を進めると、以下の水準となる
 - ・2020年では家庭部門は8%減～4%増、業務部門は16%増～32%増
 - ・2030年では家庭部門は33%減～14%減、業務部門は13%減～18%増
 - ・2050年では家庭部門は84%減～47%減、業務部門は67%減～9%減
3. 系統電力のゼロカーボン化が達成された場合、住宅・建築物分野においては、2050年にストック平均CO₂ゼロエミッションを達成可能であり、日本全体の削減に大きく寄与
4. 低炭素化・省エネルギーに向けた取組みは、室内環境水準の向上、居住者の有病率減少といったQOLの向上にも大きく寄与
5. 目標達成に向けては、規制と経済支援を適切に組み合わせた施策による後押ししが必須。特に既築住宅・建築物の省エネ・低炭素化を進める施策が重要

參考資料

対策導入による削減量(家庭部門:2020年)

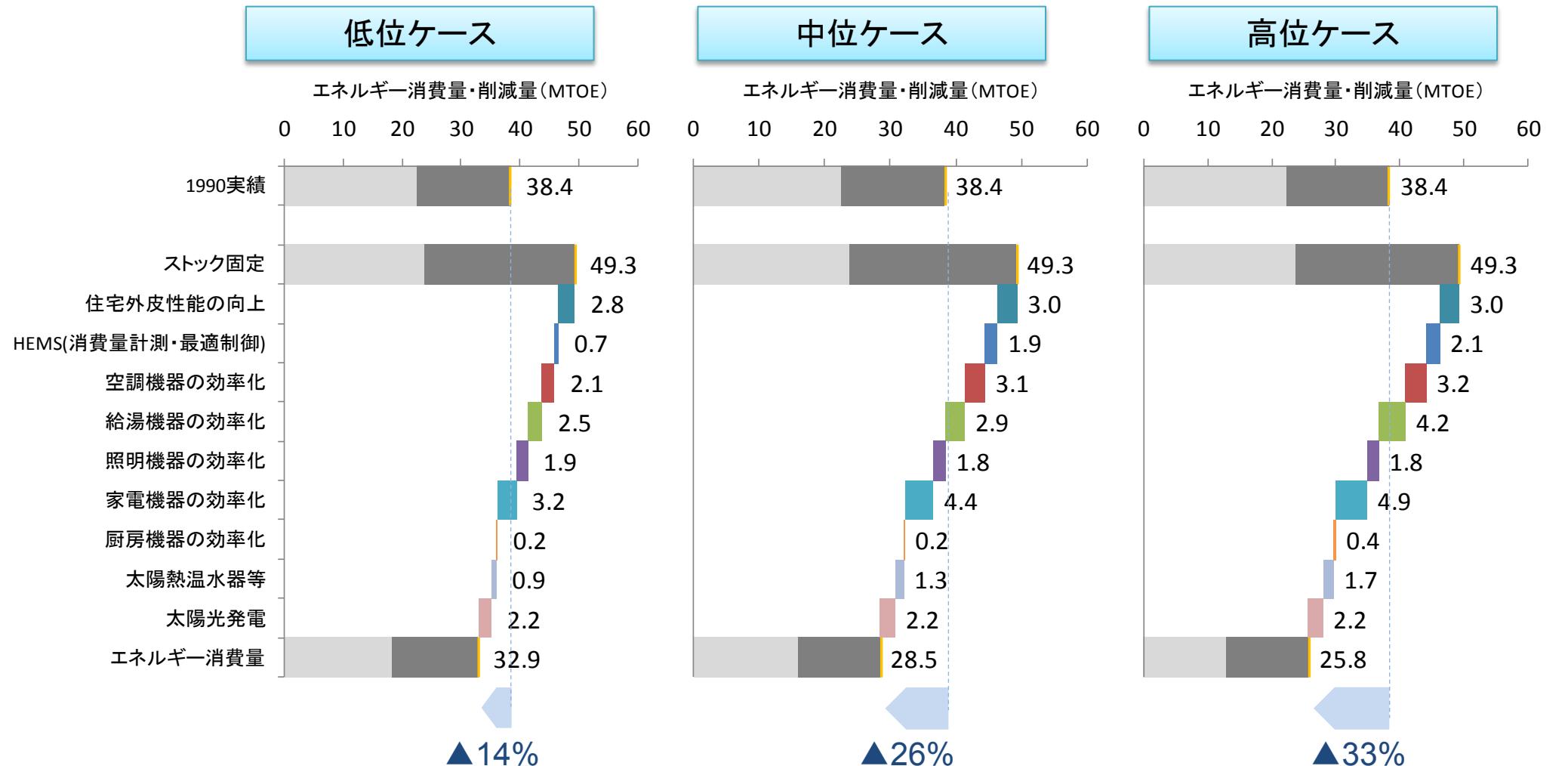
【対策導入による削減量内訳(AIMモデル(民生部門)による試算結果)】



(注) 太陽熱温水器等には
バイオマス熱利用が含まれる

対策導入による削減量(家庭部門:2030年)

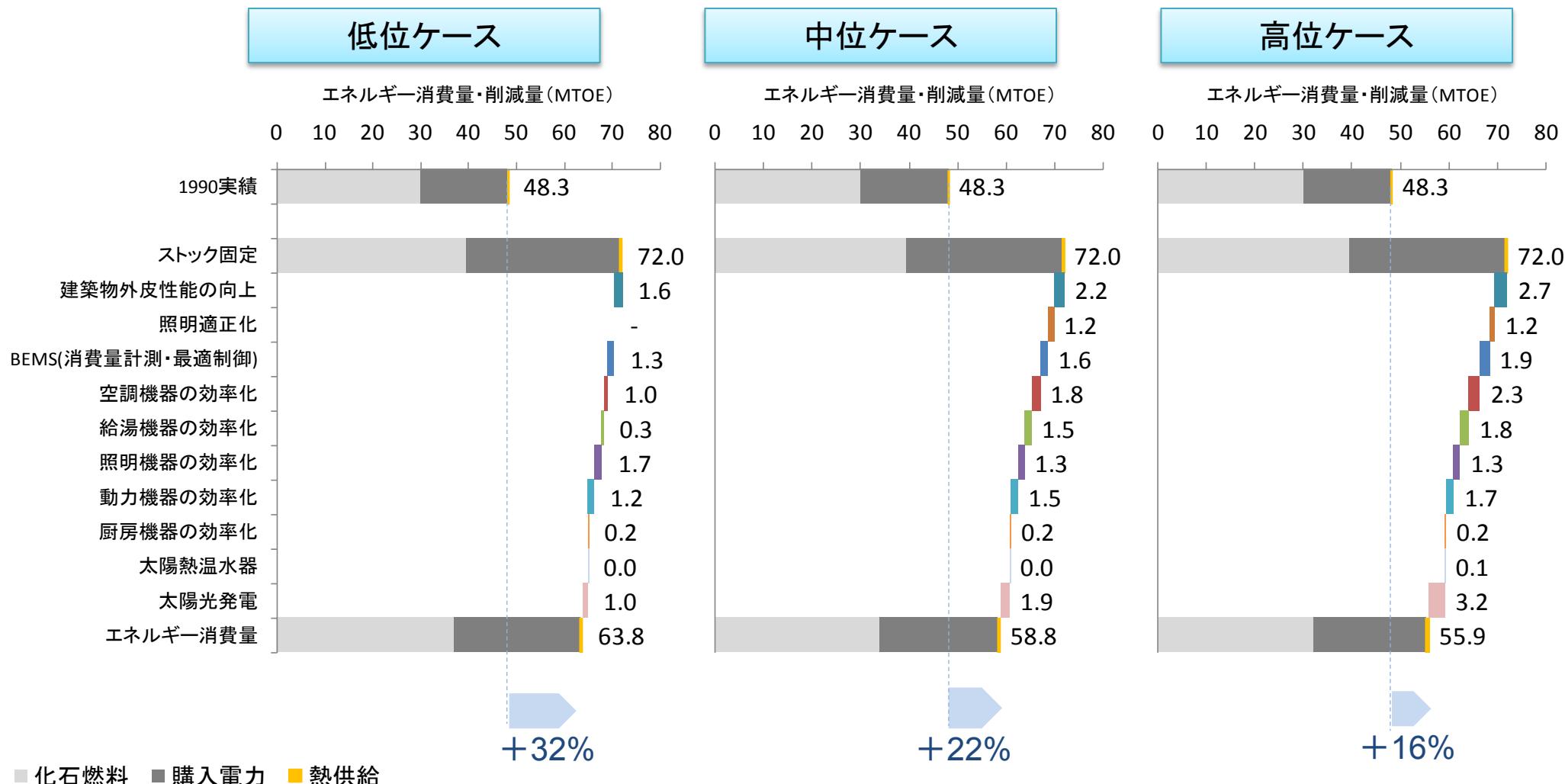
【対策導入による削減量内訳(AIMモデル(民生部門)による試算結果)】



(注) 太陽熱温水器等には
バイオマス熱利用が含まれる

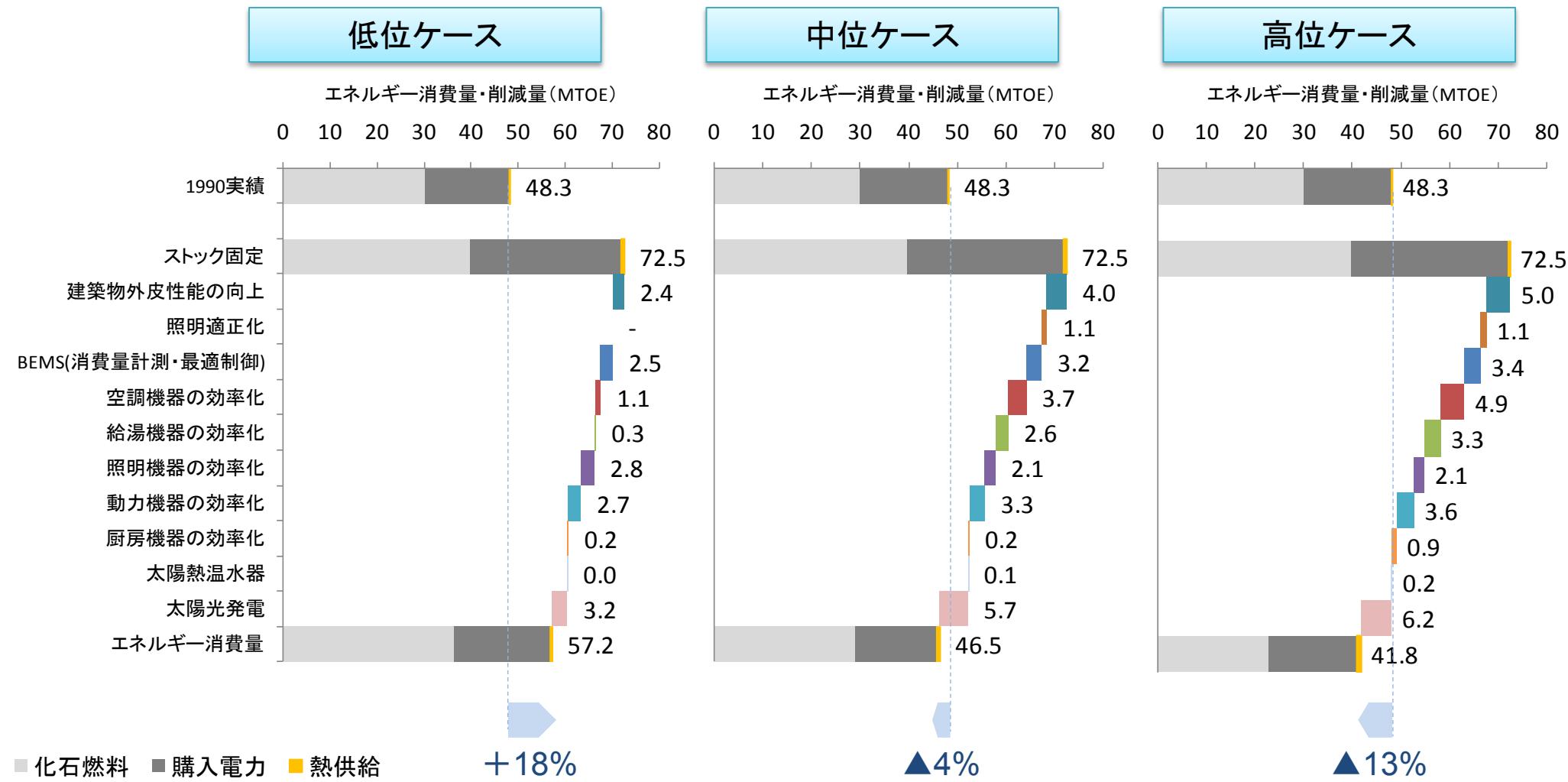
対策導入による削減量(業務部門:2020年)

【対策導入による削減量内訳(AIMモデル(民生部門)による試算結果)】



対策導入による削減量(業務部門:2030年)

【対策導入による削減量内訳(AIMモデル(民生部門)による試算結果)】



低炭素社会実現のためのロードマップ（詳細版）

家庭部門 新築住宅の低炭素化(詳細版)

		2010	2020	2030	2040	2050
行程表	新築住宅の低炭素化促進	目標	H11基準相当以上 推奨基準相当以上	100% 30%	50~60%	100%
	省エネ/低炭素水準の設定		義務化基準 /第一推奨基準 ※パッシブ考慮	第二推奨基準 ※ライフサイクルカーボンマイナス(LCCM)等考慮・木材利用推進		基準の段階的引き上げ
	性能表示		ラベリング取得の標準化(CASBEE等含む) ※簡易総合評価手法(CASBEE等)普及	ラベリング取得の義務化・対象範囲拡大 ※資産価値に反映させる仕組み		
	規制導入		H11基準相当の新築時段階的義務化 建売住宅に対する省エネ・低炭素水準適合義務化(住宅トップランナー制度)	推奨基準相当の新築時段階的義務化 推奨基準相当に引き上げ 創エネ機器設置の原則義務化(熱も含む)		
	経済措置		補助制度・税制・融資等の支援 ※機器と合わせた省エネパッケージ補助 中小事業者への経済的支援	推奨基準相当への補助(補助要件の段階的引上げ)		
	教育・支援		中小事業者への技術支援・認定制度 ※設計者・技術者研修(講習会・研修会等の開催) 発注者に対する低炭素化に係る意識啓発 省エネ住宅モデル事業 公共住宅等の省エネ住宅化推進 ※自治体の地域省エネ住宅化支援	認定取得の義務化		

赤文字:本年度追加した施策

青文字:概要に明記していない施策

低位から実施する施策

中位・高位で実施する施策

家庭部門 既築住宅の低炭素化(詳細版)

		2010	2020	2030	2040	2050
項目	既築住宅の低炭素化 目標	改修戸数	10万戸/年	10万戸/年	0万戸/年	
			30万戸/年	20万戸/年	10万戸/年	
			50万戸/年	30万戸/年	10万戸/年	
行程表	性能表示		省エネ性能の簡易評価手法の開発・活用 賃貸・売買時のラベリング取得 ※資産価値に反映させる仕組み 住宅履歴情報・診断情報の取得	取得の原則義務化		
	住宅のGHG診断受診	受診の標準化		受診の原則義務化		
	規制導入			一定の性能以下の住宅に対する賃貸制限 (経済支援スキームとセットで実施) エネルギー供給事業者に対し需要家への省エネ支援を義務付け (サプライヤーオブリゲーション)		
	経済措置	補助制度・税制・融資等の支援 ※Webサイト開設 リフォーム業者の許可・登録制度の見直し	推奨基準相当への補助(補助要件の段階的引上げ) 性能の低い住宅の改修に対する追加的支援 中小事業者への経済的支援			
	教育・支援	中小事業者への技術支援・認定制度 ※設計者・技術者研修(講習会・研修会等の開催) リフォーム業者の評判情報提供制度 オーナー・居住者に対する低炭素化に係る意識啓発 公共住宅等の省エネ改修推進 ※自治体の地域省エネ住宅化支援		認定取得の義務化		

赤文字:本年度追加した施策

青文字:概要に明記していない施策

低位から実施する施策

中位から実施する施策

高位で実施する施策

家庭部門 機器等の低炭素化(詳細版)

		2010	2020	2030	2040	2050	
項目	家庭用機器の低炭素化 見える化による省エネ行動の促進	目標	HEMS 普及率	12% 80%	30%	100%	
行程表	設備・機器の低炭素化	トップランナー機器制度 ※創エネ機器も想定 基準の継続的見直し・対象機器の拡大 各社平均基準(CAFE基準)採用(家電機器など) 家電機器とHEMSとの連動の標準化 高効率機器の業界標準化 ※潜熱回収型給湯器など 乾燥機のヒートポンプ化標準化 CO2排出量のラベル化 性能が劣る製品の販売制限 ※電気温水器、白熱電球など エネルギー供給事業者に対し需要家への省エネ支援を義務付け (サプライヤーオブリゲーション)					
		購入支援(補助金等) CO2排出量に応じた補助制度					
経済措置	見える化による省エネ行動促進	スマートメーターの設置標準化 省エネナビ・HEMSの設置を標準化(家庭部門) より高性能なHEMSの設置を標準化 GHG診断受診を標準化 受診の原則義務化 GHG診断の専門家育成 GHG診断時の資格取得の義務化 報告制度の標準化・義務化(家庭部門) 表彰制度 インセンティブ付与・ディスインセンティブ付与 ライフスタイルの低炭素化(地球温暖化対策税、環境教育、サマータイム等検討)					

赤文字:本年度追加した施策

青文字:概要に明記していない施策

低位から実施する施策

中位・高位で実施する施策

業務部門 新築建築物の低炭素化(詳細版)

		2010	2020	2030	2040	2050
項目	目標	H11基準相当以上 推奨基準相当以上	85% 100%	30~50%	50~80%	100%
行程表	新築建築物の低炭素化促進	義務化基準 /推奨基準 ※パッシブ考慮	基準の段階的引き上げ ※ライフサイクルCO2改善			
	省エネ/低炭素水準の設定					
	性能表示	ラベリング取得の標準化(CASBEE等含む) ※簡易総合評価手法(CASBEE等)普及 ラベリング取得の義務化・対象範囲拡大 ※資産価値に反映させる仕組み				
	規制導入	H11基準相当の新築時段階的義務化		推奨基準相当の新築時段階的義務化		
	経済措置	補助制度・税制・融資等の支援 ※機器と合わせた省エネパッケージ補助 中小事業者への経済的支援	推奨基準相当への補助(補助要件の段階的引上げ)			
	教育・支援	中小事業者への技術支援・認定制度 ※設計者・技術者研修(講習会・研修会等の開催) 発注者に対する低炭素化に係る意識啓発 省エネ建築モデル事業 公共施設の省エネ化推進 ※自治体による地域建設業の支援		認定取得の義務化		

赤文字:本年度追加した施策

青文字:概要に明記していない施策

低位から実施する施策

中位・高位で実施する施策

業務部門 既築建築物の低炭素化(詳細版)

		2010	2020	2030	2040	2050	
項目	既築建築物の低炭素化	目標	改修実施 床面積	0%/年 0.5~1%/年	0.3~0.5%/年		
行程表	性能表示		省エネ性能の簡易評価手法の開発・活用 賃貸・売買時のラベリング取得 ※資産価値に反映させる仕組み	取得の原則義務化			
	規制導入		排出削減計画の策定義務化 排出削減実績の公表・計画値の段階的引き上げ BEMS設置を標準化	性能の低いテナントビルに対する賃貸制限 (経済支援・金融スキームとセットで実施) コミッショニングによる診断・効果の検証を義務化			
	経済措置		補助制度・税制・融資等の支援 性能の低い建築物の改修に対する追加的支援 中小事業者への経済的支援	推奨基準相当への補助(補助要件の段階的引上げ)			
	教育・支援		中小事業者への技術支援・認定制度 ※設計者・技術者研修(講習会・研修会等の開催) オーナー・入居者に対する低炭素化に係る意識啓発 公共施設等の省エネ改修推進 ※自治体による地域建設業の支援	認定取得の義務化 ゼロエミ住宅・ゼロエミ建築の海外展開支援			

赤文字:本年度追加した施策

青文字:概要に明記していない施策

低位から実施する施策

中位・高位で実施する施策

業務部門 機器等の低炭素化(詳細版)

		2010	2020	2030	2040	2050	
項目	業務用機器の低炭素化 見える化による省エネ行動の促進	目標	BEMS普及率	約20%	約30%	約30%	
行程表	設備・機器の低炭素化		トップランナー機器制度 ※創エネ機器も想定 基準の継続的見直し・対象機器の拡大 各社平均基準(CAFE基準)採用(OA機器など) CO2排出量のラベル化 省エネ機器の公共施設等の先行導入による普及促進 公共建築物への省エネ性能の高い機器の採用に関する計画策定・公表の義務化 公共建築物に省エネ性能の高い機器の採用を義務化 性能が劣る製品の販売制限 ※電気温水器、白熱電球など				
	経済措置		購入支援(補助金等) CO2排出量に応じた補助制度				
	基準見直し		照明の間引き設定・照明基準見直し				
	見える化による省エネ行動促進		継続的な運用改善 BEMS設置を標準化 排出削減計画の策定義務化・対象の拡大 算定・報告公表制度の拡充(対象の拡大、公表データの拡充) テナント向け情報開示の標準化・義務化 表彰制度 ワークスタイルの低炭素化(温暖化対策研修、環境生涯教育、サマータイム等検討)				
<p>赤文字:本年度追加した施策 青文字:概要に明記していない施策 低位から実施する施策 中位・高位で実施する施策</p>							